

平成27年4月1日～

(居宅介護支援利用料)

区 分		介護状態	単位数
I	介護支援専門員取扱い件数	要介護1～2	1,042単位 / 月
	40件未満の場合	要介護3～5	1,353単位 / 月

(加算体制) ※加算要件に適合している場合

加 算	体制	特定事業所加算(Ⅱ)	400単位 / 月
	個別	① 初回加算	
② 入院時情報連携加算(Ⅰ)			200単位 / 月
③ 入院時情報連携加算(Ⅱ)			100単位 / 月
④ 退院・退所加算			300単位 / 月
⑤ 小規模多機能居宅支援事業所連携加算			300単位 / 月
⑥ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算			300単位 / 月
⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算			200単位 / 月

※ 上記単位数に10,70円を乗じた額が金額となります。